

別府市事業承継 支援補助金

別府市では経営者の高齢化や後継者不足により、事業は継続したいが廃業を余儀なくされている市内の中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、第三者承継の継ぎ手側事業者(継続した法人)に対して、補助金を交付します。

補助対象者

- 市内に本店又は事業所（法人にあっては、支店等を含む）を有する事業を第三者承継により引継ぐこと。
- 第三者承継の継ぎ手側又は第三者承継により事業承継される会社(法人)
- 市内に本店又は事業所（法人にあっては、支店等を含む）を置き承継した事業を継続すること。
- 個人事業主として事業を承継する場合にあっては、当該個人事業主は、市内に居住していること。
- 事業の承継に当たって、譲り手及び継ぎ手の双方が大分県事業承継・引継ぎ支援センターの事業承継による支援を受けていること。
- 市税の滞納がないこと。

詳細は、別府市ホームページをご覧ください。

申請・お問い合わせ先

別府市役所産業政策課（市庁舎4F）

☎ : 0977-21-1132

✉ : cin-te@city.beppu.lg.jp



**上限100万：補助率1/2
(申請者：継ぎ手)**

<事業譲渡契約時>

- ・事業譲渡契約書に記載の譲渡財産
- ・アドバイザー契約の成功報酬
- ・企業価値評価に対する費用
- ・デューデリジェンス実施費用
- ・事業譲渡契約書の作成費用
- ・不動産・定款変更の登記事務費用
- ・許認可等申請費用

<事業承継後>

- ・広報費
- ・市内店舗等の改修工事費用
- ・市内店舗等の機械器具等調達費用

※申請後に発注し、実績報告までに支払を完了してください。

**上限50万：補助率1/2
(申請者：継ぎ手)**

<株式（持分）譲渡契約時>

- ・アドバイザー契約の成功報酬
- ・企業価値評価に要する費用
- ・デューデリジェンス実施費用
- ・株式（持分）契約書の作成費用
- ・不動産・定款変更の登記事務費用
- ・許認可等申請費用

上限50万：補助率1/2

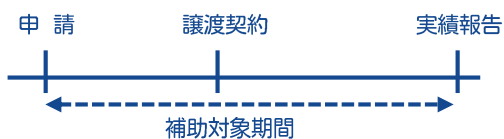
(申請者：第三者承継の事業承継される会社（法人）)

<事業承継後>

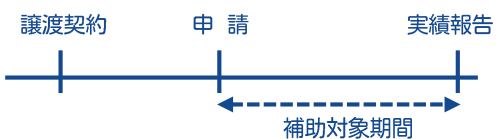
- ・広報費
- ・市内店舗等の改修工事費用
- ・市内店舗等の機械器具等調達費用

※申請後に発注し、実績報告までに支払いを完了してください。

(申請時期のイメージ)



(申請時期のイメージ)



必要書類

- 別府市事業承継支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 事業計画書（様式第3号）
- 収支予算書（様式第4号）
- 補助対象経費の内容が明らかとなる書類
(事業、株式又は持分の譲渡契約書（案）、見積明細書等)
- 大分県事業承継・引継ぎ支援センターから支援を受けていることを確認できる書類
- 事業、株式又は持分の譲渡契約書の写し
※未契約の場合は実績報告までに提出
- 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
※創業の場合は実績報告までに提出、3か月以内に取得したもの
- 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し
(個人事業主の場合に限る。) ※創業の場合は実績報告までに提出
- 住民票の写し（個人の場合に限る。） ※3か月以内に取得したもの
- 市税に滞納がない旨の証明（法人にあっては該当法人のもの）
※3か月以内に取得したもの
- 決算書（法人の場合に限る。） ※直近1年分
- 確定申告書（収支内訳書）の控え（個人の場合に限る。） ※直近1年分
- 許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）